

雇用保険法が変わります！

～ 雇用保険被保険者のみなさまへ ～

1 雇用保険の受給資格要件が変わります

- これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者／短時間被保険者）をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。
- 原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

【旧】

- ・ 短時間労働者以外の一般被保険者
⇒ 6月（各月14日以上）
- ・ 短時間労働被保険者（週所定労働時間20～30時間）
⇒ 12月（各月11日以上）

【新】

雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、**12月（各月11日以上）**の被保険者期間が必要。

※ 倒産・解雇等により離職された方（注）は、6月（各月11日以上）が必要。

（注）詳しい条件等は、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。